

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>    第11節 会社の組織再編に係る手続</p> <p>        第1款 合併、株式交換又は株式移転に係る手続（第141条 - 第154条）</p> <p>第3章～第7章（略）</p> <p>第7章の2 <u>振替受益権の振替等に関する取扱い</u></p> <p>    第1節 <u>振替口座簿とその記録事項等（第357条の2・第357条の3）</u></p> <p>    第2節 <u>新規記録手続</u></p> <p>        第1款 <u>口座通知の取次ぎ（第357条の4）</u></p> <p>        第2款 <u>新規記録手続（第357条の5）</u></p> <p>    第3節 <u>振替手続（第357条の6・第357条の7）</u></p> <p>    第4節 <u>信託財産と振替受益権との転換の取扱い</u></p> <p>        第1款 <u>転換の取扱い（第357条の8）</u></p> <p>        第2款 <u>追加信託の取扱い（第357条の9・第357条の10）</u></p> <p>        第3款 <u>信託の一部解約の取扱い（第357条の11 - 第357条の13）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>    第11節 会社の組織再編に係る手続</p> <p>        第1款 合併、株式交換又は株式移転に係る手続（第141条 - <u>第154条</u>）</p> <p>第3章～第7章（略）</p> <p>（新設）</p>

第5節 抹消手続

第1款 一部抹消手続（第357条の14・第357条の16）

第2款 全部抹消手続（第357条の17・第357条の18）

第6節 振替受益権の併合に係る手続（第357条の19 - 第357条の26）

第7節 振替受益権の分割に係る手続（第357条の27 - 第357条の34）

第8節 信託の併合及び分割に係る手続

第1款 信託の併合に係る手続（第357条の35 - 第357条の42）

第2款 信託の分割に係る手続（第357条の43 - 第357条の50）

第9節 特別受益者の申出等に関する取扱い

第1款 特別受益者の申出（第357条の51 - 第357条の53）

第2款 特別受益者の申出の簡略化の取扱い（第357条の54 - 第357条の57）

第3款 信託財産名義の取扱い（第357条の58）

第10節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続（第357条の59・第357条の60）

第11節 総受益者通知に係る手続（第357条の61 - 第357条の73）

第12節 発行者による情報提供請求に関する取扱い（第357条の74 - 357条の85）

第13節 担保受益権に関する取扱い（第357条の86）

第14節 分配金に関する取扱い（第357条の87 - 第357条の94）

第15節 受益権行使のための証明書の取扱い（第357条の95 - 第357条の97）

第16節 振替受益権の取扱廃止時の取扱い（第357条の98）

第17節 振替受益権の内容の提供（第357条の99）

第8章（略）

（用語）

第1条（略）

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（5）（略）

（5）の2 受益者照会コード 株式等振替制度において通知受益者その他機構が定める者の氏名又は名称及び住所を特定するための機構が定めるコードをいい、株主等照会コードと同一のコードをいう。

（6）～（9）（略）

（10）株主名簿管理人コード 株式等振替制度において株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人を特定するための機構が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人（受益権原簿管理人が選任されていない場合には、当該振替受益権の発行者又は当該振替投資信託受益権の発行者）ごとに定めるコードをい

第8章（略）

（用語）

第1条（略）

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（5）（略）

（新設）

（6）～（9）（略）

（10）株主名簿管理人コード 株式等振替制度において株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人を特定するための機構が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人ごとに定めるコードをいう。

う。

( 総額買取型新株予約権等の要件 )

第 2 条 ( 略 )

2 ~ 5 ( 略 )

6 規程第 6 条第 11 号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる

要件とする。

( 1 ) 金融商品取引所による上場承認が行われていること。

( 2 ) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 金融商品取引法施行令 ( 昭和 40 年政令第 321 号 ) 第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券 ( 金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 9 号に掲げる株券の性質を有するものをいう。 ) であるもの

ロ 金融商品取引法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券又は同項第 11 号に規定する外国投資証券であるもの

ハ 金融商品取引法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国商品現物型 E T F ( 金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 14 号に規定する受益証券発行

( 総額買取型新株予約権等の要件 )

第 2 条 ( 略 )

2 ~ 5 ( 略 )

( 新設 )

信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。)をいう。

であるもの

二 金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。)

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項(第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。)を記載した所定の書面(以下「同意書」という。)を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5)前号の銘柄について、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日又は記録開始日から取り扱うこ

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項(第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資又は投資信託受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。)を記載した所定の書面(以下「同意書」という。)を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5)前号の銘柄について、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日から取り扱うことについて同意す

とについて同意する旨

( 6 ) ~ ( 10 ) ( 略 )

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イから八までに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

( 1 ) ~ ( 6 ) ( 略 )

( 7 ) 受益証券発行信託の受益権

イ 代表者の印鑑証明書

ロ 受益証券発行信託に係る契約

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ) 登記上の商号又は名称

(ロ) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地

(ハ) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(ニ) 代表者代理人の役職名及び氏名(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(ホ) 発行者が選任した受益権原簿管理人の商号又は名称(受益権原簿管理人を選任する場合に限る。)

(ヘ) 情報取扱責任者の役職名及び氏名

(ト) 発行者分端数(規程第285条の24、第285の26、第285の28又は第285条の30に規定する調整受益権数のうち一に満たない端数の合計数(その数に一に満たない端数があるときは、

る旨

( 6 ) ~ ( 10 ) ( 略 )

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イから八までに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

( 1 ) ~ ( 6 ) ( 略 )

( 新設 )

これを切り捨てるものとする。)をいう。)の記録先口座  
(チ)同意しようとする受益証券発行信託の受益権の内容及び新

規記録する受益証券発行信託の受益権の数

(リ)同意しようとする受益証券発行信託の受益権の証券コード

(ヌ) その他機構が定める事項

二 機構が取扱いを開始するのと同時に振替受益権を発行する

ときは、その発行に関する機構が定める事項を記した書面

ホ 所定のTarget保振サイトの利用申込書

ヘ その他機構が定める書類

3 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第11条 機構加入申請者は、規程第18条第1項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「口座開設申請書」という。)を機構に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替受益権について、規程第120条第2項(同第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)又は同第285条の43第2項に規定する委託を行うときは、その旨

3 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第11条 機構加入申請者は、規程第18条第1項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「口座開設申請書」という。)を機構に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、規程第120条第2項(同第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する委託を行うときは、その旨

( 8 ) ・ ( 9 ) ( 略 )

2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )

( 5 ) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ~ト ( 略 )

チ 発行者が規程第156条第1項又は同第285条の63第1項の情報の提供の請求を行う場合の手数料率(機構加入申請者が口座管理機関となる場合に限る。)

リ 株式数比例配分方式又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨

3 ~ 6 ( 略 )

( 区分口座の開設申請の手続 )

第13条 規則第19条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「区分口座開設申請書」という。)とする。

( 1 ) ~ ( 6 ) ( 略 )

( 7 ) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替受益権について、規程第120条第2項(同第271条第

( 8 ) ・ ( 9 ) ( 略 )

2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )

( 5 ) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ~ト ( 略 )

チ 発行者が規程第156条第1項の情報の提供の請求を行う場合の手数料率(機構加入申請者が口座管理機関となる場合に限る。)

リ 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しないときは、その旨

3 ~ 6 ( 略 )

( 区分口座の開設申請の手続 )

第13条 規則第19条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「区分口座開設申請書」という。)とする。

( 1 ) ~ ( 6 ) ( 略 )

( 7 ) 第5号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、規程第120条第2項(同第271条第1項及び第272条



<p>1 項及び第272条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)又は同第285条の43第 2 項に規定する委託を行うときは、その旨</p>	<p>第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する委託を行うときは、その旨</p>
<p>( 8 ) ・ ( 9 ) ( 略 )</p>	<p>( 8 ) ・ ( 9 ) ( 略 )</p>
<p>( 機構加入者口座の廃止申請の手続 )</p>	<p>( 機構加入者口座の廃止申請の手続 )</p>
<p>第14条 ( 略 )</p>	<p>第14条 ( 略 )</p>
<p>2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新株予約権付社債又は質権受益権に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者、新株予約権付社債権者若しくは受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新株予約権付社債又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中若しくは特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該担保株式、担保投資口、担保優先出資又は担保</p>	<p>2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者若しくは新株予約権付社債権者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出又は担保新株予約権付社債の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中若しくは特別優先出資者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主若しくは担保優先出資に係る特別優先出資者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該担保株式、担保投資口又は担保優先出資について担保株式の届出、担保投資口の届出又は担保優先出資の届出がされている場合に限る。)は、機構加入者は当</p>

<p>受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)は、機構</p>	<p>該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることがで</p>
<p>加入者は当該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができない。</p>	<p>きない。</p>
<p>3 ~ 8 (略)</p>	<p>3 ~ 8 (略)</p>
<p>(間接口座管理機関の承認に関する事項)</p>	<p>(間接口座管理機関の承認に関する事項)</p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p>	<p>2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することが</p>
<p>(1) ~ (4) (略)</p>	<p>(1) ~ (4) (略)</p>
<p>(5) 次に掲げる事項を記載した書面</p>	<p>(5) 次に掲げる事項を記載した書面</p>
<p>イ~ホ (略)</p>	<p>イ~ホ (略)</p>
<p>へ 発行者が規程第156条第1項又は第285条の63第1項の情報の提供の請求を行う場合の手数料率</p>	<p>へ 発行者が規程第156条第1項の情報の提供の請求を行う場合の手数料率</p>
<p>ト 株式数比例配分方式又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨</p>	<p>ト 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しないときは、その旨</p>
<p>チ (略)</p>	<p>チ (略)</p>
<p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p>
<p>3 ~ 6 (略)</p>	<p>3 ~ 6 (略)</p>

(加入者情報の通知期限)

第18条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日、信託の計算期間終了日(規程第283条第1項の信託の計算期間終了日をいう。以下同じ。)又は受益者確定日が到来することとなったとき 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日、信託の計算期間終了日又は受益者確定日の前営業日

(6) 加入者から発行者に対する配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを行う日

3 (略)

(加入者口座コードの変更の通知)

第27条 (略)

(加入者情報の通知期限)

第18条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は信託の計算期間終了日(規程第283条第1項の信託の計算期間終了日をいう。以下同じ。)が到来することとなったとき 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は信託の計算期間終了日の前営業日

(6) 加入者から発行者に対する配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定の取次ぎを行う日

3 (略)

(加入者口座コードの変更の通知)

第27条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿、担保新株予約権付社債届出記録簿及び担保受益権届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。

(加入者口座情報の削除)

第28条 (略)

2 (略)

3 機構は、第1項の請求を受けた場合であって、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者、質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者又は質権受益権に係る受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質

2～4 (略)

5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿及び担保新株予約権付社債届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。

(加入者口座情報の削除)

第28条 (略)

2 (略)

3 機構は、第1項の請求を受けた場合であって、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者又は質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債に

<p>権新株予約権、質権新株予約権付社債又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中又は特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者又は担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該担保株式について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)は、同項の請求はなかったものとして取り扱う。</p>	<p>ついて担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出又は担保新株予約権付社債の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中又は特別優先出資者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主又は担保優先出資に係る特別優先出資者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該担保株式について担保株式の届出、担保投資口の届出又は担保優先出資の届出がされている場合に限る。)は、同項の請求はなかったものとして取り扱う。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(機構からの通知等に係る電磁的方法)</p>	<p>(機構からの通知等に係る電磁的方法)</p>
<p>第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>
<p>(1) 規程第34条第1項第1号の通知 次に掲げる方法</p>	<p>(1) 規程第34条第1項第1号の通知 次に掲げる方法</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>ロ 振替株式等の発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)、</p>	<p>ロ 振替株式等の発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)、</p>

受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの（以下「ファイル伝送」という。）

ハ ファイル伝送以外の、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）、受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの（以下「オンライン・リアルタイム接続」という。）

ニ 振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）、受益権原簿管理人、機構加入者又は受託会社の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置（以下「加入者情報Web端末」という。）への出力

ホ （略）

（２）～（５）（略）

機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの（以下「ファイル伝送」という。）

ハ ファイル伝送以外の、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの（以下「オンライン・リアルタイム接続」という。）

ニ 振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）、機構加入者又は受託会社の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置（以下「加入者情報Web端末」という。）への出力

ホ （略）

（２）～（５）（略）

2 (略)

(単元未満株式の買取請求の取次ぎの要件)

第82条 (略)

2 規程第65条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日(前項第1号又は第2号の場合に限る。)又は金融商品取引所における上場廃止日の前営業日(同項第3号の場合に限る。)とする。

3 (略)

(単元未満株式の売渡請求の取次ぎの要件)

第90条 (略)

2 規程第70条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日(前項第1号又は第2号の場合に限る。)又は金融商品取引所における上場廃止日の前営業日(同項第3号の場合に限る。)とする。

3 (略)

(振替投資信託受益権の内容の公示方法等)

第357条 (略)

2 規程第285条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

2 (略)

(単元未満株式の買取請求の取次ぎの要件)

第82条 (略)

2 規程第65条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、金融商品取引所における権利付売買の最終日(前項第1号又は第2号の場合に限る。)又は金融商品取引所における上場廃止日の前営業日(同項第3号の場合に限る。)とする。

3 (略)

(単元未満株式の売渡請求の取次ぎの要件)

第90条 (略)

2 規程第70条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、金融商品取引所における権利付売買の最終日(前項第1号又は第2号の場合に限る。)又は金融商品取引所における上場廃止日の前営業日(同項第3号の場合に限る。)とする。

3 (略)

(振替投資信託受益権の内容の公示方法等)

第357条 (略)

2 規程第285条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) ~ ( 6 ) ( 略 )

( 7 ) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

( 8 ) ~ ( 19 ) ( 略 )

## 第 7 章の 2 振替受益権の振替等に関する取扱い

### 第 1 節 振替口座簿とその記録事項等

( 加入者口座コードの記載又は記録 )

第 357 条の 2 規程第 285 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、同号の受益者の加入者口座コードとする。

2 規程第 285 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する規則で定める者は、同号の権利の移転を受けた加入者と同一の者とする。

3 規程第 285 条の 2 第 2 項第 10 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 同項第 1 号の加入者の加入者口座コード

( 2 ) 同項第 2 号の振替受益権の銘柄コード

4 規程第 285 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の振替受益権の銘柄コードとする。

5 規程第 285 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の振替受益権の銘柄コードとする。

( 1 ) ~ ( 6 ) ( 略 )

( 7 ) 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

( 8 ) ~ ( 19 ) ( 略 )

( 新設 )

( 新設 )

( 新設 )



(機構加入者による振替受益権信託の記録等の申請方法)

(新設)

第357条の3 機構加入者が機構に対して振替受益権信託の記録の申請を行う場合には、規程第285条の4第2項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 同条第2項第1号の受託者の口座の機構加入者コード

(2) 同項第2号の振替受益権の銘柄コード及び数

2 機構加入者が機構に対して振替受益権信託の記録の抹消の申請を行う場合には、規程第285条の5第2項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 同条第2項第1号の受託者の口座の機構加入者コード

(2) 同項第2号の振替受益権の銘柄コード及び数

## 第2節 新規記録手続

(新設)

### 第1款 口座通知の取次ぎ

(新設)

(振替株式についての規定の準用)

(新設)

第357条の4 第2章第2節第1款(第38条第2項、第39条第2項第2号及び第40条第2項第7号を除く。)の規定は、振替受益権について準用する。この場合において、次の表に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

株主	受益者
----	-----

2 第2章第2節第1款の規定を準用する場合において、次の表の左欄

に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 38 条第 1 項	規程第 42 条第 1 項	規程第 285 条の 7 により準用する同第 42 条第 1 項
第 39 条	規程第 43 条第 1 項第 4 号	規程第 285 条の 7 により準用する同第 43 条第 1 項第 4 号
第 39 条第 1 項第 1 号	登録株式質権者又は特例登録株式質権者	質権者
	特例登録株式質又は登録株式質の別、口座通知に係る振替株式の株主の加入者口座コード及び株主ごとの数	口座通知に係る振替株式の株主の加入者 口座コード及び株主ごとの数
第 39 条第 2 項	規程第 43 条第 1 項各号	規程第 285 条の 7 により準用する同第 43 条第 1 項各号
第 40 条第 1 項	規程第 44 条第 4 項	規程第 285 条の 7 により準用する同第 44 条第 4 項
	規程第 43 条第 1 項各号	規程第 285 条の 7 により準用する同第 43 条第 1 項各号
第 40 条第 1 項第 1 号	規程第 49 条第 4 項第 2 号	規程第 285 条の 7 により準用する同第 49 条第 4 項第 2 号
第 40 条第 1 項第 2 号	同第 43 条第 1 項第 3 号	規程第 285 条の 7 により準用する同第 43 条

		第1項3号
第40条第2項	規程第44条第5項	規程第285条の7により準用する同第44条第5項
第40条第2項第1号	同第43条第1項	規程第285条の7により準用する同第43条第1項
第41条第1項	規程第45条第1項	規程第285条の7により準用する同第45条第1項
	同第44条第5項	規程第285条の7により準用する同第44条第5項
第41条第2項	規程第45条第1項	規程第285条の7により準用する同第45条第1項
第42条	規程第47条	規程第285条の7により準用する同第47条
第42条第1項	同第42条第1項	規程第285条の7により準用する同第42条第1項

第2款 新規記録手続

(新設)

(新規記録通知)

(新設)

第357条の5 規程第285条の8第1項第9号の規定するその他規則で定める事項は、機構が定める事項とする。

2 規程第285条の8第4項に定める記載又は記録は、新規記録をすべき日の業務開始時に行うものとする。

第3節 振替手続

(新設)

(振替株式についての規定の準用)

(新設)

第357条の6 第2章第3節の規定(第51条第3項、第56条及び第59条第2項を除く。)は、振替受益権について準用する。この場合において、次の表に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

株主	受益者
特別株主	特別受益者

第357条の7 第2章第3節の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)

第51条第1項	規程第53条第3項第4号	規程第285条の9により準用する同第53条第3項第4号
第51条第2項	規程第53条第3項第6号	規程第285条の9により準用する同第53条第3項第6号

第 52 条	規程第 53 条第 6 項又は第 7 項	規程第 285 条の 9 により準用する同第 53 条第 6 項又は第 7 項
第 53 条	規程第 57 条第 1 項	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 1 項
第 54 条	規程第 57 条第 5 項	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 5 項
第 55 条	規程第 57 条第 5 項	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 5 項
第 57 条	規程第 57 条第 7 項	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 7 項
第 58 条	規程第 57 条第 8 項	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 8 項
第 59 条	規程第 57 条第 9 項	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 9 項
第 60 条	規程第 58 条	規程第 285 条の 9 により準用する同第 58 条
第 61 条	規程第 59 条	規程第 285 条の 9 により準用する同第 59 条
第 62 条第 1 項	規程第 59 条	規程第 285 条の 9 により準用する同第 59 条
第 64 条	規程第 59 条	規程第 285 条の 9 により準用する同第 59 条
第 65 条	規程第 59 条	規程第 285 条の 9 により準用する同第 59 条
第 75 条第 1 項	規程第 60 条第 1 項	規程第 285 条の 9 により準用する同第 60 条第 1 項
第 75 条第 1 項	新株式数申告	新受益権数申告
第 75 条第	新設合併又は株式移	信託の併合

1項 第2号	転	
	新設合併効力発生日 又は株式移転効力発 生日	信託併合効力発生日
	新設合併消滅会社又 は株式移転完全子会 社	信託の併合における従前の 信託
第75条第 2項	規程第60条第2項	規程第285条の9により準 用する同第60条第2項

第4節 信託財産と振替受益権との転換の取扱い

(新設)

第1款 転換の取扱い

(新設)

(指定転換請求者の変更)

(新設)

第357条の8 規程第285条の10条第2項に規定する規則で定め  
る事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 追加、変更又は解除となる指定転換請求者

(2) 追加、変更又は解除の別

(3) 追加、変更又は解除が行われる日

(4) その他機構が定める事項

2 規程第285条の10第2項に規定する規則で定める方法は、  
Target保振サイトとする。

第2款 追加信託の取扱い

(新設)

(追加信託に係る転換請求書の記載事項)

(新設)

第357条の9 規程第285条の12条第1項に規定する規則で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 追加信託である旨
- (3) 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード
- (4) 追加信託に係る信託財産の数
- (5) その他機構が定める事項

2 規程第285条の12条第2項に規定する規則で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

- (1) 指定転換請求者の名称及び住所
- (2) 追加信託である旨
- (3) 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード
- (4) 追加信託に係る信託財産の数
- (5) 追加信託に係る信託財産の振替元口座情報
- (6) 追加信託に係る振替受益権の振替先口座情報
- (7) その他機構が定める事項

3 規程第285条の12第3項に規定する規則で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

- (1) 指定転換請求者の名称

<p><u>( 2 ) 追加信託である旨</u></p> <p><u>( 3 ) 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード</u></p> <p><u>( 4 ) 追加信託に係る信託財産の数及び追加信託に係る振替受益権の数</u></p> <p><u>( 5 ) 指定転換請求者が行う信託財産の振替に係る発行者の振替先口座情報</u></p> <p><u>( 6 ) 発行者の口座における追加信託に係る信託財産の決済日</u></p> <p><u>( 7 ) 追加信託に係る振替受益権の記録開始日</u></p> <p><u>( 8 ) その他機構が定める事項</u></p>	
<p><u>( 新規記録通知をする時期 )</u></p>	<p>( 新設 )</p>
<p><u>第357条の10 規程第285条の14の新規記録通知は、当該振替受益権の受益証券発行信託に係る信託財産の発行者への交付を発行者が確認後、その確認を行った日の翌営業日までに行うものとする。</u></p>	
<p><u>第 3 款 一部解約の取扱い</u></p>	<p>( 新設 )</p>
<p><u>( 一部解約に係る転換請求書の記載事項 )</u></p>	<p>( 新設 )</p>
<p><u>第357条の11 規程第285条の16第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>( 1 ) 加入者の氏名又は名称及び住所</u></p>	



( 2 ) 一部解約である旨

( 3 ) 一部解約に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード

( 4 ) 一部解約に係る振替受益権の数

( 5 ) その他機構が定める事項

2 規程第285条の16第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 指定転換請求者の名称及び住所

( 2 ) 一部解約である旨

( 3 ) 一部解約に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード

( 4 ) 一部解約に係る振替受益権の数

( 5 ) 一部解約に係る信託財産の振替先口座情報

( 6 ) 一部解約に係る振替受益権の振替元口座情報

( 7 ) その他機構が定める事項

3 規程第285条の16第3項に規定する規則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。

( 1 ) 指定転換請求者の名称

( 2 ) 一部解約である旨

( 3 ) 一部解約に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード

( 4 ) 一部解約に係る振替受益権の数及び一部解約に係る信託財産の数

( 5 ) 指定転換請求者が行う振替受益権の振替に係る発行者の振替先口座情報

<u>( 6 ) 前号の振替先口座への振替受益権の振替日</u>	
<u>( 7 ) 発行者の口座における一部解約に係る信託財産の決済日</u>	
<u>( 8 ) その他機構が定める事項</u>	
<u>( 一部解約に係る振替受益権の振替 )</u>	( 新設 )
<u>第357条の12 規程第285条の17第 2 項に規定する規則で定める方</u> <u>法は、前日振替請求とする。ただし、一部解約に係る当該振替受</u> <u>益権の発行者が認めた場合には、この限りではない。</u>	
<u>( 一部解約に係る発行者における取扱い )</u>	( 新設 )
<u>第357条の13 規程第285条の18第 2 項に規定する規則で定める方</u> <u>法は、当日抹消請求とする。</u>	
<u>第 5 節 抹消手続</u>	( 新設 )
<u>第 1 款 一部抹消手続</u>	( 新設 )
<u>( 一部抹消の申請をする場合 )</u>	( 新設 )
<u>第357条の14 規程第285条の20第 1 項に規定する規則で定める場</u> <u>合は、次に掲げる場合とする。</u>	
<u>( 1 ) 同第285条の16第 1 項に規定する場合</u>	
<u>( 2 ) 前号に掲げる場合のほか、発行者が受益者又は質権者に対</u>	

して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合(当該受益者又は当該質権者のために受益者代理人に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合を除く。)又は法第127条の9第8項に規定する場合

(一部抹消通知の通知事項)

(新設)

第357条の15 直接口座管理機関は、規程第285条の20第4項に規定する通知を行うに際して、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 同条第1項第1号の振替受益権の銘柄コード

(2) 同項第2号及び第4号に掲げる事項

(3) 同項第3号の一部抹消口座に係る機構加入者コード

(4) その他機構が定める事項

2 機構加入者が規程第285条の20第1項の申請をする場合において機構に示すべき事項は、前項各号に掲げる事項とする。

(一部抹消の記載又は記録をする時期)

(新設)

第357条の16 規程第285条の21第1項に規定する減少の記載又は記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

(1) 機構が直接口座管理機関から同第285条の20第4項の通知を受けた日又は機構加入者から同条第1項の申請を受けた日の

翌営業日が同項第2号の一部抹消する日である場合 一部抹消する日の業務開始時

(2) 機構が直接口座管理機関から同第285条の20第4項の通知を受けた日又は機構加入者から同条第1項の申請を受けた日が同項第2号の一部抹消する日である場合 機構が当該通知又は申請を受けた後直ちに

第2款 全部抹消手続

(新設)

(全部抹消の通知)

(新設)

第357条の17 規程第285条の22第1項の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第285条の22第1項第2号の全部抹消する日の2週間前までにしなければならない。

(全部抹消の記載又は記録をする日)

(新設)

第357条の18 規程第285条の22第3項に規定する記載又は記録の抹消は、同項の全部抹消する日の業務開始時に行うものとする。

第6節 振替受益権の併合に係る手続

(新設)

<p><u>(振替受益権の併合の通知の通知方法)</u></p> <p>第357条の19 規程第285条の23第1項の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第285条の23第1項第3号の受益権併合効力発生日の2週間前までにしなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(発行者の通知事項)</u></p> <p>第357条の20 規程第285条の23第1項第4号に規定する規則で定める事項は、受益権の併合に係る手続の日程とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(機構の通知事項)</u></p> <p>第357条の21 規程第285条の23第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 受益権併合銘柄の銘柄コード</p> <p>(2) 同条第1項各号に掲げる事項</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(新受益権数申告の方法)</u></p> <p>第357条の22 規程第285条の23第7項に規定する新受益権数申告においては、同項第2号の数のうち振替受益権信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。</p> <p>2 規程第285条の23第7項第1号に規定する規則で定める事項</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>( 1 ) <u>当該顧客口の機構加入者コード</u></p> <p>( 2 ) <u>受益権併合銘柄の銘柄コード</u></p>	
<p>3 <u>規程第285条の23第7項第2号に規定する規則で定める事項</u></p> <p><u>は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>( 1 ) <u>当該担保専用口の機構加入者コード</u></p> <p>( 2 ) <u>受益権併合銘柄の銘柄コード</u></p>	
<p>4 <u>規程第285条の23第7項第3号に規定する規則で定める事項</u></p> <p><u>は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>( 1 ) <u>当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード</u></p> <p>( 2 ) <u>受益権併合銘柄の銘柄コード</u></p>	
<p><u>( 減少の記載又は記録をする時期 )</u></p> <p>第357条の23 <u>規程第285条の23第10項に規定する措置及び同条第11項に規定する措置は、受益権併合効力発生日の業務開始時に行うものとする。</u></p>	( 新設 )
<p><u>( 調整受益権数の記載又は記録 )</u></p> <p>第357条の24 <u>規程第285条の24第1項の通知は、受益権の併合に係る総受益者通知を行う日にするものとする。</u></p>	( 新設 )
<p>2 <u>規程第285条の24第1項第4号に規定する規則で定める事項</u></p> <p><u>は、調整受益権数についての効力発生日とする。</u></p>	

3 機構は、規程第285条の24第1項の通知をする場合には、同時に、同項の受益権併合効力発生日における規程第285条の23条第10項又は第11項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第285条の24第3項及び第4項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。

5 第3項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、受益権併合効力発生日においてその加入者の口座に規程第285条の23第10項又は第11項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされていた数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

(新設)

第357条の25 規程第285条の24第2項第1号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

2 規程第285条の24第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第7号八

<u>(ト)の口座とする。</u>	
<u>(調整受益権数の記載又は記録をする時期)</u>	(新設)
<u>第357条の26 規程第285条の24第5項に規定する増加の記載又は記録及び同条第6項に規定する措置は、調整受益権数記録日の業務開始時に行うものとする。</u>	
<u>第7節 振替受益権の分割に係る手続</u>	(新設)
<u>(振替受益権の分割の通知の通知方法)</u>	(新設)
<u>第357条の27 規程第285条の25第1項の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第285条の25第1項第3号の受益権分割効力発生日の2週間前までにしなければならない。</u>	
<u>(発行者の通知事項)</u>	(新設)
<u>第357条の28 規程第285条の25第1項第4号に規定する規則で定める事項は、受益権の分割に係る手続の日程とする。</u>	
<u>(機構の通知事項)</u>	(新設)
<u>第357条の29 規程第285条の25第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>	



<p>( 1 ) 受益権分割銘柄の銘柄コード</p>	
<p>( 2 ) 同条第 1 項各号に掲げる事項</p>	
<p>( 新受益権数申告の方法 )</p>	<p>( 新設 )</p>
<p>第357条の30 規程第285条の25第 7 項に規定する新受益権数申告</p>	
<p>においては、同項第 2 号の数のうち振替受益権信託の記録がされ</p>	
<p>るべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するもの</p>	
<p>とする。</p>	
<p>2 規程第285条の25第 7 項第 1 号に規定する規則で定める事項</p>	
<p>は、次に掲げる事項とする。</p>	
<p>( 1 ) 当該顧客口の機構加入者コード</p>	
<p>( 2 ) 受益権分割銘柄の銘柄コード</p>	
<p>3 規程第285条の25第 7 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、</p>	
<p>次に掲げる事項とする。</p>	
<p>( 1 ) 当該担保専用口の機構加入者コード</p>	
<p>( 2 ) 受益権分割銘柄の銘柄コード</p>	
<p>4 規程第285条の25第 7 項第 3 号に規定する規則で定める事項</p>	
<p>は、次に掲げる事項とする。</p>	
<p>( 1 ) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード</p>	
<p>( 2 ) 受益権分割銘柄の銘柄コード</p>	
<p>( 増加の記載又は記録をする時期 )</p>	<p>( 新設 )</p>

第357条の31 規程第285条の25第10 項に規定する措置及び同条第11 項に規定する措置は、受益権分割効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(調整受益権数の記載又は記録)

(新設)

第357条の32 規程第285条の26第1 項の通知は、受益権の分割に係る総受益者通知を行う日にするものとする。

2 規程第285条の26第1 項第4号に規定する規則で定める事項は、調整受益権数についての効力発生日とする。

3 機構は、規程第285条の26第1 項の通知をする場合には、同時に、同項の受益権分割効力発生日における規程第285条の25第10 項又は第11 項の規定による増加の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第285条の26第3 項及び第4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。

5 第3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、受益権分割効力発生日においてその加入者の口座に規程第285条の25第10 項又は第11 項の規定による増加の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされていた数と通知を受けた数に相

違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

(新設)

第357条の33 規程第285条の26第2項第1号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

2 規程第285条の26第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第7号八(ト)の口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をする時期)

(新設)

第357条の34 規程第285条の26第5項に規定する増加の記載又は記録及び同条第6項に規定する措置は、調整受益権数記録日の業務開始時に行うものとする。

第8節 信託の併合及び分割に係る手続

(新設)

第1款 信託の併合に係る手続

(新設)

(信託の併合の通知の通知方法)

(新設)

第357条の35 規程第285条の27第1項の通知は、同第12条の通知

その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第285条の27第1項第4号の信託併合効力発生日の2週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

(新設)

第357条の36 規程第285条の27第1項第6号に規定する規則で定める事項は、信託の併合に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

(新設)

第357条の37 規程第285条の27第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該信託の併合に際して交付する振替受益権の銘柄の銘柄コード

(2) 従前の信託の振替受益権の銘柄の銘柄コード

(3) 同条第1項各号に掲げる事項

(4) その他機構が定める事項

(新受益権数申告の方法)

(新設)

第357条の38 規程第285条の27第7項に規定する新受益権数申告においては、同項第2号の数のうち振替受益権信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。

2 規程第285条の27第7項第1号に規定する規則で定める事項 は、次に掲げる事項とする。	
(1) 当該顧客口の機構加入者コード	
(2) 従前の信託の振替受益権の銘柄の銘柄コード	
3 規程第285条の27第7項第2号に規定する規則で定める事項 は、次に掲げる事項とする。	
(1) 当該担保専用口の機構加入者コード	
(2) 従前の信託の振替受益権の銘柄の銘柄コード	
4 規程第285条の27第7項第3号に規定する規則で定める事項は、 次に掲げる事項とする。	
(1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード	
(2) 従前の信託の振替受益権の銘柄の銘柄コード	
(抹消及び増加の記載又は記録をする時期)	(新設)
第357条の39 規程第285条の27第10項に規定する措置及び同条第 11項に規定する措置は、信託併合効力発生日の業務開始時に行 うものとする。	
(調整受益権数の記載又は記録)	(新設)
第357条の40 規程第285条の28第1項の通知は、信託併合効力発生 日に係る総受益者通知を行う日にするものとする。	
2 規程第285条の28第1項第4号に規定する規則で定める事項	

は、調整受益権数についての効力発生日とする。

(調整受益権数の記載又は記録をすべき口座)

(新設)

第357条の41 規程第285条の28第2項第1号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

2 規程第285条の28第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号二(ト)の口座とする。

(調整受益権数の記載又は記録をする時期)

(新設)

第357条の42 規程第285条の28第5項に規定する増加の記載又は記録は、同項の調整受益権数記録日の業務開始時に行うものとする。

2 規程第285条の28第6項に規定する措置は、同項の調整受益権数記録日の業務開始時に行うものとする。

3 機構は、規程第285条の28第1項の通知をする場合には、同時に、同項の全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第285条の28第3項及び第4項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについ

て準用する。

5 第3項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、全部抹消する日においてその加入者の口座に増加の記載又は記録をした数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

第2款 信託の分割に係る手続

(新設)

(信託の分割の通知の通知方法)

(新設)

第357条の43 規程第285条の29第1項及び第2号の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第285条の29第1項第4号の信託併合効力発生日の2週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

(新設)

第357条の44 規程第285条の29第1項第6号に規定する規則で定める事項は、信託の分割に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

(新設)

第357条の45 規程第285条の29第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄の銘柄コード	
( 2 ) 分割信託又は従前の信託の振替受益権の銘柄の銘柄コード	
( 3 ) 同条第 1 項各号に掲げる事項	
( 4 ) その他機構が定める事項	
( 新受益権数申告の方法 )	( 新設 )
第357条の46 規程第285条の29第 7 項に規定する新受益権数申告 においては、同項第 2 号の数のうち振替受益権信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。	
2 規程第285条の29第 7 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
( 1 ) 当該顧客口の機構加入者コード	
( 2 ) 分割信託又は従前の信託の振替受益権の銘柄の銘柄コード	
3 規程第285条の29第 7 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
( 1 ) 当該担保専用口の機構加入者コード	
( 2 ) 分割信託又は従前の信託の振替受益権の銘柄の銘柄コード	
4 規程第285条の29第 7 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
( 1 ) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード	



<u>( 2 ) 分割信託又は従前の信託の振替受益権の銘柄の銘柄コード</u>	
<u>( 増加の記載又は記録をする時期 )</u>	( 新設 )
第357条の47 規程第285条の29第10 項に規定する措置及び同条第11 項に規定する措置は、信託分割効力発生日の業務開始時に行うものとする。	
<u>( 調整受益権数の記載又は記録 )</u>	( 新設 )
第357条の48 規程第285条の30第 1 項の通知は、信託分割効力発生日に係る総受益者通知を行う日にするものとする。	
2 規程第285条の30第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、調整受益権数についての効力発生日とする。	
<u>( 調整受益権数の記載又は記録をすべき口座 )</u>	( 新設 )
第357条の49 規程第285条の30第 2 項第 1 号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。	
2 規程第285条の30第 2 項第 2 号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第 3 条第 2 項第 1 号二 (ト) の口座とする。	
<u>( 調整受益権数の記載又は記録をする時期 )</u>	( 新設 )

第357条の50 規程第285条の30第5項に規定する増加の記載又は記録は、同項の調整受益権数記録日の業務開始時に行うものとする。

2 規程第285条の30第6項に規定する措置は、同項の調整受益権数記録日の業務開始時に行うものとする。

第9節 特別受益者の申出等に関する取扱い

(新設)

第1款 特別受益者の申出

(新設)

(特別受益者管理簿の記載又は記録事項)

(新設)

第357条の51 規程第285条の33第8号に規定する規則で定める事項は、同条第4号の特別受益者の加入者口座コードとする。

(特別受益者の申出における申出事項)

(新設)

第357条の52 規程第285条の34第2項第3号に規定する規則で定める事項は、同号の特別受益者の加入者口座コードとする。

(特別受益者の申出内容の変更の申出における申出事項)

(新設)

第357条の53 規程第285条の35第2項第3号に規定する規則で定める事項は、同号の特別受益者の加入者口座コードとする。

(機構加入者による特別受益者の申出)	(新設)
<p>第357条の54 機構加入者が機構に対して特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出をする場合には、規程第285条の34第2項第1号から第3号までに掲げる事項の提示又は同第285条の35第2項第1号から第3号までに掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。</p>	
<p>(1)特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出を行う振替受益権についての記録がされている機構加入者口座の機構加入者コード</p>	
<p>(2)特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出を行う振替受益権の銘柄コード及び数</p>	
<p>(3)前号の振替受益権の特別受益者の加入者口座コード</p>	
<p style="text-align: center;">第2款 特別受益者の申出の簡略化の取扱い</p>	(新設)
<p>(申出省略機構加入者による特別受益者管理事務委託状況の報告)</p>	(新設)
<p>第357条の55 規程第285条の43第1項に規定する報告は、報告をする日の前営業日の振替業務終了時においてその担保専用口に記録がされている振替受益権について行うものとする。</p>	
<p>2 規程第285条の43第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	
<p>(1)申出省略機構加入者の担保専用口の機構加入者コード</p>	

( 2 ) 担保専用口に記載されている振替受益権の銘柄コード	
( 3 ) 委託先機構加入者の機構加入者口座の機構加入者コード	
( 4 ) 第 1 号の申出省略機構加入者が前号の委託先機構加入者に特別受益者管理事務の委託をする第 2 号の銘柄の振替受益権の数	
( 5 ) その他機構が定める事項	
( 申出省略機構加入者及び委託先機構加入者による担保受入れ及び担保差入れ状況の報告 )	( 新設 )
第357条の56 規程第285条の44第 1 項及び第 2 項に規定する報告は、報告をする日の前営業日の振替業務終了時における担保受入れ及び担保差入れの状況について行うものとする。	
( 機構加入者による報告の修正 )	( 新設 )
第357条の57 機構加入者による規程第285条の45第 3 項に規定する報告の修正は、機構から同項の通知を受けた当日に行うものとする。	
第 3 款 信託財産名義の取扱い	( 新設 )
( 信託財産名義管理簿の記載又は記録事項 )	( 新設 )
第357条の58 規則第285条の48第 1 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、同号の信託口に係る機構加入者コードとする。	

2 規則第285条の48第1項第5号に規定する規則で定める事項は、同条第1項第2号の信託財産名義に係る加入者口座コード及び同条第1項第3号の振替受益権の銘柄コードとする。

第10節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続 (新設)

(総数と振替口座簿に記録をすべき数についての照合) (新設)

第357条の59 発行者は、規程第285条の50第2項に規定する確認において当該振替受益権の総数との不整合が生じていることが判明した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。

(機構加入者における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合等) (新設)

第357条の60 機構加入者は、規程第285条の51第2項に規定する確認において、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替受益権の数との不整合が生じていることが判明した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。

2 前項の規定は、間接口座管理機関とその直近上位機関による規程第285条の52に規定する確認において不整合が生じていることが判明した場合の当該間接口座管理機関について準用する。

<p style="text-align: center;"><u>第11節 総受益者通知に係る手続</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(総受益者通知の通知日)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第357条の61 機構は、規程第285条の56に基づく総受益者通知を、 すべての直接口座管理機関から同第285条の60第1項に規定する 総受益者報告を受けた日の翌営業日に行う。</p>	
<p>(総受益者通知日程案内の通知時期)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第357条の62 機構は、規程第285条の58第1項の総受益者通知日程 案内の通知を、原則として、受益者確定日の前営業日から起算し て7営業日前の日に行う。</p>	
<p>2 別表3にかかわらず、機構は、必要と認めたときは、総受益者 通知日程案内を、Target保振サイトにより通知することができる。 る。</p>	
<p>(総受益者通知日程案内の通知事項)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第357条の63 規程第285条の58第1項第4号に規定する規則で定 める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	
<p>(1) 規程第285条の59の通知の通知日</p>	
<p>(2) 総受益者報告の機構に対する報告期限</p>	
<p>(3) 発行者に対する総受益者通知の通知日</p>	

( 4 ) 受益者確定日が、受益権の併合、受益権の分割、信託の併合又は信託の分割に係るものであるときは、次に掲げる事項

イ 直接口座管理機関に対する規程第285条の24第1項の通知、同第285条の26第1項の通知、同第285条の28第1項の通知又は同285条の30第1項の通知の通知日

ロ 調整受益権数記録日

ハ 受益権併合銘柄、受益権分割銘柄、規程第285条の27第1項第1号の銘柄又は同第285条の29第1項第1号の銘柄の銘柄コード

ニ 受益権の併合、受益権の分割、信託の併合又は信託の分割の別

ホ 減少比率、増加比率又は割当比率

ヘ 受益権併合効力発生日、受益権分割効力発生日、信託併合効力発生日、信託分割効力発生日

( 5 ) その他機構が必要と認める事項

( 総受益者報告対象受益権数通知の通知日等 )

( 新設 )

第357条の64 規程第285条の59の通知は、受益者確定日の翌営業日に行うものとする。

2 規程第285条の59の通知において、同条第2号に掲げる事項の通知は、その銘柄コードの通知により行うものとする。

3 規程第285条の59の通知において、同条第3号に掲げる事項の

通知は、その機構加入者コードにより行うものとする。

( 総受益者報告の方法 )

( 新設 )

第357条の65 直接口座管理機関は、規程第285条の60第1項の報告

( 同第285条の61第2項に掲げる事項の報告を除く。 ) を受益者  
確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日までにしなけれ  
ばならない。

2 規程第285条の60第1項の報告において、同項第1号及び第2  
号に掲げる事項の報告又は同項第4号に掲げる口座の報告は、同  
項第1号及び第2号の通知受益者である受益者又は同項第4号  
に掲げる口座に係る加入者口座コードの報告により行うものと  
する。

3 規程第285条の60第1項の報告において、同項第3号に掲げる  
銘柄の報告は、その銘柄コードの報告により行うものとする。

( 口座の報告を要しない場合 )

( 新設 )

第357条の66 規程第285条の60第1項第4号に規定する規則で定  
める場合は、委託先機構加入者である直接口座管理機関が、申出  
省略機構加入者から再委託を受けた特別受益者管理事務に係る  
特別受益者が当該直接口座管理機関又はその下位機関の加入者  
であるときに、特別受益者管理簿に準ずる帳簿の記載又は記録に  
基づいて報告を行う場合とする。



( 総受益者報告事項 )

( 新設 )

第357条の67 規程第285条の60第1項第5号に規定する規則で定める事項は、同項第4号に規定する場合には、その原因が質入れであるか又はその他の担保差入れであるかの別とする。

( 総受益者通知の方法 )

( 新設 )

第357条の68 機構は、規程第285条の61第1項の通知において、次条第1項第1号の受益者が、前回の総受益者通知に係る通知受益者であった場合には、同項第1号及び第4号に掲げる事項の通知を省略する。

2 機構は、規程第285条の61第1項の通知において、次に掲げる事項の通知にあつては、機構が別に定めるところにより行う。

( 1 ) 次条第1項第1号の受益者の氏名又は名称が、機構が別に定める文字数を超える場合の当該受益者の氏名又は名称

( 2 ) 次条第1項第1号の受益者の有する振替受益権が複数の者の共有に属する場合の同号の受益者の住所及び当該受益者の住所が日本国内に所在するものであるときの同項第5号の郵便番号 ( 同項第4号イの届出の対象となった代表者に係るものを除く。 )

( 総受益者通知事項 )

( 新設 )

第357条の69 規程第285条の61第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 通知受益者である受益者の氏名又は名称及び住所

(2) 前号の受益者の受益者照会コード

(3) 受益者確定日において第1号の受益者の有する総受益者通知対象銘柄の銘柄コード及び数

(4) 第1号の受益者から規程第33条第1項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次の区分に応じ、次に掲げる事項

イ 加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ  
代表者の役職名及び氏名

ロ 代理人等の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所  
並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名

ハ 加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定又は変更  
に係る届出（前ロの代理人の選任に代えて行うものに限る。）  
の取次ぎ 国内連絡先の住所

(5) 第1号又は前号ロ若しくはハに規定する住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号

(6) 通知受益者である受益者が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名

(7) その他機構が定める事項

(新設)

(発行者に対抗することができないものの数の通知の方法)

第357条の70 規程第285条の61第2項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。

(新設)

(受益者情報の変更情報の通知事項)

第357条の71 規程第285条の62に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 通知受益者の氏名又は名称

(2) 通知受益者の住所

(3) 代理人等の届出に係る第357条の69第4号イ及びロに掲げる事項

(4) 第357条の69第1号又は第4号ロ若しくはハに規定する住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号

(5) その他機構が定める事項

(新設)

(受益者情報の変更情報の通知の方法)

第357条の72 規程第285条の62に規定する通知は、機構が口座管理機関から規程第31条第1項の加入者情報の通知、同第32条第1項の加入者情報の変更に係る事項の通知又は同第33条第6項の通知を受け、加入者口座情報の登録又は更新を行った日の翌営業日に行う。

(新設)

( 受益者照会コード変更通知 )

第357条の73 規程第285条の62及び前条の規定は、機構が通知受益者の受益者照会コードを変更した場合について準用する。

第12節 発行者による情報提供請求に関する取扱い

( 新設 )

( 部分情報の提供に係る請求の対象 )

( 新設 )

第357条の74 規程第285条の63第2項第2号に規定する規則で定める事項は、同第285条の2条第2項第6号に掲げる事項とする。

( 全部情報の提供に係る請求の方法 )

( 新設 )

第357条の75 規程第285条の64第1項の通知において、同項第1号に掲げる事項の通知は、同号の対象銘柄の銘柄コードの通知により行うものとする。

2 規程第285条の64第1項第2号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の受益者照会コード(直前の総受益者通知における通知受益者に係るものに限る。第357条の81第2項において同じ。)とする。

3 規程第285条の64第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 )発行者に正当な理由が認められない場合として機構が定める

<p><u>ものに該当する事情が存在するか否かの別</u>  <u>( 2 ) 規程第285条の64第13項の通知の受領の方法</u></p>	
<p><u>( 全部情報の提供の請求において対象加入者の一部指定が可能な場合 )</u></p>	( 新設 )
<p><u>第357条の76 規程第285条の64第 2 項に規定する規則で定める理由は、受益者と自称する者が受益者であるかどうかを確認するために必要があるときとする。</u></p>	
<p><u>2 規程第285条の64第 2 項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。</u></p>	
<p><u>( 1 )対象加入者が日本国内に居住する自然人であるとき そのカナ氏名又はその姓(カナにより表記されたものを含む。)</u></p>	
<p><u>( 2 )対象加入者が内国法人(日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。)であるとき 法人の種別を示す表記を除いた名称(カナにより表記されたものを含む。)</u></p>	
<p><u>( 3 )対象加入者の住所が日本国内のものであるとき 住所地の都道府県名及び市区郡町村名</u></p>	
<p><u>( 全部情報の提供に係る請求の取次ぎの取扱い )</u></p>	( 新設 )
<p><u>第357条の77 規程第285条の64第 4 項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。</u></p>	

( 1 ) 同項第 1 号に掲げる事項 同号の対象銘柄の銘柄コード
( 2 ) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の対象加入者の加入者口座コード
( 3 ) 同項第 3 号に掲げる事項 同号の対象口座の加入者口座コード
2 規程第285条の64第 4 項第 7 号に規定する規則で定める事項 は、機構が発行者の請求を特定するために採番する受付番号とする。
( 振替口座簿記録事項全部情報の報告事項 )
第357条の78 規程第285条の64第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
( 1 ) 対象銘柄
( 2 ) 対象加入者の氏名又は名称及び住所
( 3 ) 対象口座
( 4 ) 対象日における対象銘柄である振替受益権の数の増加又は減少の別及びその数
( 5 ) 対象日における対象銘柄である振替受益権の数
( 6 ) 請求対象期間
( 7 ) 振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録が行われた日と受益権の取得の効力発生日が異なるものがあるときは、その旨、効力発生日及び当該記載又は記録が行われた日と

( 新設 )

<p><u>効力発生日が異なるものの数</u></p> <p>( 8 ) <u>前条第 2 項に規定する受付番号</u></p>	
<p>( <u>機構に対する振替口座簿記録事項全部情報の通知の取扱い</u> )</p> <p>第357条の79 <u>規程第285条の64第10項に規定する機構加入者による通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。</u></p> <p>( 1 ) <u>前条第 1 号に掲げる事項 対象銘柄の銘柄コード</u></p> <p>( 2 ) <u>同条第 2 号に掲げる事項 対象加入者の加入者口座コード</u></p> <p>( 3 ) <u>同条第 3 号に掲げる事項 対象口座に係る加入者口座コード</u></p>	<p>( 新設 )</p>
<p>( <u>発行者に対する振替口座簿記録事項全部情報の通知の取扱い</u> )</p> <p>第357条の80 <u>規程第285条の64第13項の通知は、第357条の75第 3 項第 2 号の受領の方法により行う。</u></p> <p>2 <u>規程第285条の64第13項第 6 号に規定する規則で定める事項は、振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録が行われた日と受益権の取得の効力発生日が異なるものがあるときは、その旨、効力発生日及び当該記載又は記録が行われた日と効力発生日が異なるものの数とする。</u></p> <p>3 <u>第357条の68第 2 項の規定は、規程第285条の64第13項の通知について準用する。</u></p>	<p>( 新設 )</p>

<p>(部分情報の提供に係る請求の方法)</p> <p>第357条の81 規程第285条の65条第1項の通知において、同項第1号に掲げる事項の通知は、同号の対象銘柄の銘柄コードにより行うものとする。</p> <p>2 規程第285条の65第1項第2号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の受益者照会コードとする。</p> <p>3 規程285条の65第1項第4号に規定する規則で定める事項は、第357条の75第3項第1号に掲げる事項とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(部分情報の提供の請求において対象加入者の一部指定が可能な場合)</p> <p>第357条の82 規程第285条の65第2項に規定する規則で定める理由は、第357条の76第1項に規定する理由とする。</p> <p>2 規程第285条の65第2項に規定する規則で定める事項は、第357条の76第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(部分情報の提供に係る請求の取次ぎの取扱い)</p> <p>第357条の83 規程第285条の65第4項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。</p> <p>(1) 同項第1号に掲げる事項 同号の対象銘柄の銘柄コード</p>	<p>(新設)</p>



( 2 )同項第 2 号に掲げる事項 同号の対象加入者の加入者口座コード

( 3 )同項第 3 号に掲げる事項 同号の対象口座の加入者口座コード

2 規程第285条の65第 4 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、機構が発行者の請求を特定するために採番する受付番号とする。

( 機構に対する振替口座簿記録事項部分情報の通知の取扱い ) ( 新設 )

第357条の84 規程第285条の65第 5 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 対象銘柄

( 2 ) 対象加入者の氏名又は名称及び住所

( 3 ) 対象口座

( 4 ) 対象日における対象銘柄である振替受益権の数

( 5 ) 前条第 2 項に規定する受付番号

2 機構加入者が規程第285条の65第 5 項の通知を行う場合において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

( 1 ) 前項第 1 号に掲げる事項 対象銘柄の銘柄コード

( 2 ) 同項第 2 号に掲げる事項 対象加入者の加入者口座コード

( 3 ) 同項第 3 号に掲げる事項 対象口座に係る加入者口座コード

( 発行者に対する振替口座簿記録事項部分情報の通知の取扱い ) ( 新設 )

第357条の85 第357条の68第2項の規定は、規程第285条の65第7項の通知について準用する。

第13節 担保受益権に関する取扱い ( 新設 )

( 担保受益権の届出事項 ) ( 新設 )

第357条の86 規程第285条の66第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 振替元口座の加入者口座コード( 担保受益権の届出をする加入者が当該振替元口座の加入者である場合を除く。 )

( 2 ) 振替先口座の加入者口座コード( 担保受益権の届出をする加入者が当該振替先口座の加入者である場合を除く。 )

( 3 ) 担保受益権の受益者である加入者に係る加入者口座コード  
( 振替元口座の加入者が担保受益権の受益者である場合を除く。 )

( 4 ) その他機構が定める事項

2 機構加入者が規程第285条の66第1項の届出をする場合において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより示すものとする。この場合において、前項第1号から第3号までの規定は、機構加入者が行う届出には適用しない。

( 1 ) 規程第285条の66第 2 項第 1 号に掲げる事項 振替元口座の加入者口座コード

( 2 ) 同項第 2 号に掲げる事項 振替先口座の加入者口座コード

( 3 ) 同項第 3 号に掲げる事項 担保受益権の受益者である加入者に係る加入者口座コード

( 4 ) 同項第 4 号に掲げる事項 担保受益権の銘柄の銘柄コード

3 前項の規定は、規程第285条の66第 6 項の規定に基づいて直接口座管理機関が行う同項の通知について準用する。

#### 第14節 分配金に関する取扱い

( 新設 )

( 受益権数比例配分方式の取扱いに関する申請 )

( 新設 )

第357条の87 規程第285条の71 第 1 項及び第 7 項の届出は、書面又はTarget 保振サイト接続により行わなければならない。

2 規程第285条の71第 1 項に規定する規則で定めるものは、受益証券発行信託に係る信託財産その他の機構が定めるものをいう。

3 規程第285条の71第 2 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、口座管理機関分配金受領口座に係る金融機関の名称、金融機関番号、店名、店番号、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名又は名称とする。

4 規程第285条の71第 4 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) <u>受益権数比例配分方式非取扱機関の名称</u>
( 2 ) <u>受益権数比例配分方式非取扱機関の口座管理機関コード</u>
( 3 ) <u>規程第285条の71第 1 項の届出に係る顧客口の機構加入者コード又は顧客口所在コード</u>
( 4 ) <u>機構が規程第285条の71第 1 項又は第 7 項の届出を受理した日</u>
5 <u>規程第285条の71第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>
( 1 ) <u>規程第285条の71第 6 項に規定する再委託を行う旨</u>
( 2 ) <u>再委託先の名称</u>
( 3 ) <u>再委託先の住所</u>
( 4 ) <u>再委託先が他の口座管理機関である場合には、その旨</u>
( 5 ) <u>口座管理機関分配金受領口座に代わる再委託先の金融機関預金口座に係る金融機関の名称、金融機関番号、店名、店番号、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名又は名称</u>
( 6 ) <u>その他機構が定める事項</u>
( <u>株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法</u> )
第357条の88 <u>規程第285条の72第 1 項の届出は、書面又はTarget保振サイト接続により行わなければならない。</u>
2 <u>規程第285条の72第 2 項の通知は、Target保振サイトにより行</u>

( 新設 )

う。

(分配金振込指定の取次ぎ事項)

(新設)

第357条の89 規程第285条の73第3項第2号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1)振込先口座が金融機関預金口座である場合 次に掲げる事項

イ 振込先口座に係る金融機関の名称、店名、預金種別及び口座番号

ロ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称

ハ その他機構が定める事項

(2)振込先口座が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座である場合 次に掲げる事項

イ 通帳記号

ロ 通帳番号

ハ 通帳名義人の氏名又は名称

ニ その他機構が定める事項

2 規程第285条の73第3項第3号に規定する規則で定める事項

は、登録分配金受領口座として指定する金融機関預金口座についての前項第1号に掲げる事項とする。

3 規程第285条の73第4項により機構加入者が同条第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求をする場合(分配金振込指定の単純取次ぎを請求する場合に限る。)において、次の各号に掲げる事項

の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

( 1 ) 同条第 3 項第 1 号に掲げる事項 機構加入者口座に係る加入者口座コード

( 2 ) 第 1 項第 1 号イの金融機関の名称及び店名 金融機関番号及び店番号

4 規程第285条の73第 8 項に規定する規則で定める場合は、加入者が他の加入者に対して担保受益権の差入れを行っている場合であって、当該担保受益権に係る受益者の情報として、加入者の口座に係る加入者口座コードが利用されている場合とする。

5 規程第285条の73第11項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

( 1 ) 同項第 1 号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード

( 2 ) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の加入者に係る加入者口座コード

6 規程第285条の73第11項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる分配金振込指定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

( 1 ) 分配金振込指定の単純取次ぎ 振込先口座に係る第 1 項各号に掲げる事項

( 2 ) 登録分配金受領口座方式 登録分配金受領口座方式に係る第 1 項第 1 号に掲げる事項

7 規程第285条の73第11項の通知において、第 1 項第 1 号イの金

融機関の名称及び店名の通知は、その金融機関番号及び店番号の通知により行うものとする。

8 規程第285条の73第11項第5号に規定する規則で定める事項

は、振込先口座の名義人が加入者本人であるか否かの別その他の機構が定める事項とする。

(発行者への通知の時期等)

(新設)

第357条の90 規程第285条の73第12項の発行者に対する通知の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)分配金振込指定の単純取次ぎ 機構が直接口座管理機関から規程第285条の73第11項の通知又は機構加入者から同条第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求を受けた日の翌営業日

(2)登録分配金受領口座方式又は受益権数比例配分方式 規程第285条の61の規定による総受益者通知又は同第285条の62の規定による通知を行う日

2 規程第285条の73第12項第2号に規定する規則で定める事項

は、次の各号に掲げる分配金振込指定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)分配金振込指定の単純取次ぎ 振込先口座に係る前条第1項各号に掲げる事項

(2)登録分配金受領口座方式 登録分配金受領口座に係る前条第1項第1号に掲げる事項

<p>3 規程第285条の73第12項第3号に規定する規則で定める事項  <u>は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>分配金振込指定を行う加入者に係る受益者照会コード</u></p> <p>(2) <u>分配金振込指定の対象となる銘柄の銘柄コード</u></p> <p>(3) <u>分配金振込指定を行う加入者から規程第33条第1項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次のイ及びロに掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる事項</u></p> <p><u>イ 法人又は加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名</u></p> <p><u>ロ 代理人の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名</u></p> <p>(4) <u>その他機構が定める事項</u></p>	
<p>(分配金支払予定額の通知期限)</p> <p>第357条の91 <u>規程第285条の75第1項に規定する規則で定める日</u>  <u>は、発行者の定める分配金支払開始日の4営業日前の日とする。</u></p> <p>2 規程第285条の75第1項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。</p> <p>(1) <u>同項第2号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード</u></p> <p>(2) <u>同項第3号に掲げる事項 同号の受益者の受益者照会コード</u></p>	(新設)
<p>(分配金受払予定額の算出)</p>	(新設)



第357条の92 機構は、規程第285条の75第2項の分配金受払予定額の算出に際しては、同条第1項第3号の受益者の口座（分配に係る基準日において分配金の支払の対象となる銘柄を記載又は記録していたもの又は当該受益者が他の加入者に対して担保受益権の差入れを行っていた場合であって、当該担保受益権に係る受益者の情報として、当該受益者の口座に係る加入者口座コードが利用されていたものに限る。）を受益権数比例配分方式を利用して分配金を受領する受益者の口座（次項において「配分口座」という。）として定める。

2 一の受益者について前項の配分口座が複数あるときは、当該受益者に係る分配金支払予定額を分配に係る基準日における当該加入者の各配分口座に係る振替受益権の数により按分して算出した額を配分口座の直近上位機関の顧客口ごとに合計した金額を分配金受払予定額とする。

3 規程第285条の75第2項において、同項第2号に掲げる事項の通知は、同号の銘柄の銘柄コードにより行うものとする。

（分配金受払予定額に関する通知事項）

第357条の93 規程第285条の75第2項第3号の規則で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

（1）金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号

（2）口座名義人の氏名又は名称

（新設）

2 規程第285条の75第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 受益者の氏名又は名称及び住所

(2) 受益者の受領すべき分配金の口座管理機関分配金受領口座ごとの金額

3 前項第1号に掲げる事項の通知は、同号の受益者の受益者照会コードにより行うものとする。

(分配金入金予定額データの通知日)

(新設)

第357条の94 規程第285条の75第3項の規則で定める日は、分配金支払開始日の3営業日前の日とする。

2 規程第285条の75第3項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第2号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード

(2) 同項第3号に掲げる事項 同号の受益者の加入者口座コード

3 規程第285条の75第3項第6号の規則で定める事項は、同項第3号の受益者の保有する振替受益権が担保受益権として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の加入者の口座の加入者口座コードとする。

第15節 受益権行使のための証明書の取扱い

(新設)

<p><u>(受益権行使のための証明書の交付の請求)</u></p> <p>第357条の95 規程第285条の76第3項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 同項第2号の銘柄の銘柄コード</p> <p>(2) 同項第3号の口座の加入者口座コード</p> <p>(3) 当該証明書の対象となる機構加入者口座の機構加入者コード</p> <p>2 規程第285条の76第3項の請求は、機構の定める書面により行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(証明書の対象となった振替受益権の取扱い)</u></p> <p>第357条の96 規程第285条の77第4項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第285条の77第4項の通知は、機構の定める書面により行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(証明書の返還に係る取扱い)</u></p> <p>第357条の97 規程第285条の78第4項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第285条の78第4項の通知は、機構の定める書面により行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>

<p style="text-align: center;"><u>第16節 振替受益権の取扱廃止時の取扱い</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(<u>取扱廃止時の記載又は記録を抹消する時期</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第357条の98 規程第285条の79に規定する記載又は記録の抹消は、取扱廃止日の業務開始時に行うものとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第17節 振替受益権の内容の提供</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(<u>振替受益権の内容の提供方法</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第357条の99 規程第285条の80に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。</u></p>	
<p>2 <u>規程第285条の80に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p>	
<p>(1) <u>受益証券発行信託の受益権である旨</u></p>	
<p>(2) <u>当初の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所</u></p>	
<p>(3) <u>各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして信託法(平成18年法律第108号)第209条第1項第</u></p>	

<p><u>4号に規定する法務省令で定める事項</u></p> <p>(4) <u>受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め</u></p> <p>(5) <u>信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期</u></p> <p>(6) <u>受益者の権利の行使に関する信託行為の定め(信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。)</u></p> <p>(7) <u>その他信託法第209条第1項第9号に規定する法務省令で定める事項</u></p> <p>(8) <u>振替受益権の総数</u></p>	
<p>(口座振替等の処理順位)</p> <p>第358 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 一の営業日の業務開始時における別表5に掲げる処理、業務開始後における振替未了(第60条第2項第2号(第351条第2項、第352条第2項、第355条及び第357条の6において準用する場合を含む。))又は第249条第2項第2号(第342条第1項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する振替未了をいう。この条において同じ。))となっている「前日振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求 - 連動」及び「先日付DVP振替請求」並びに業務開始後における指定未了(第71条第4項(第351条第2項、第352条第2項、第355条及び第357条の6にお</p>	<p>(口座振替等の処理順位)</p> <p>第358条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 一の営業日の業務開始時における別表5に掲げる処理、業務開始後における振替未了(第60条第2項第2号(第351条第2項、第352条第2項及び第355条において準用する場合を含む。))又は第249条第2項第2号(第342条第1項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する振替未了をいう。この条において同じ。))となっている「前日振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求 - 連動」及び「先日付DVP振替請求」並びに業務開始後における指定未了(第71条第4項(第351条第2項、第352条第2項及び第355条において準用する場合を含む。))又は第259条第4</p>

<p>いて準用する場合を含む。)又は第259条第4項(第342条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する指定未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」並びに「前日残高保留指定・同解除請求」別表5に定める処理順位で行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表1 (別紙1参照)</p> <p>別表3 (別紙2参照)</p>	<p>項(第342条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する指定未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」別表5に定める処理順位で行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表1 (別紙1参照)</p> <p>別表3 (別紙2参照)</p>
---	--

## 2. 附 則

(施行期日)

第1条 この改正規定は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)附則(以下「信託法整備法附則」という。)第3号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(受益権の特例受益権)

第2条 特例受益権のうち機構が法 13 条第 1 項に基づき特例受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記載又は記録がなされたものについては、振替受益権とみなして規則の規定を適用する。

( 特例受益権に係る振替受入簿の記載又は記録の申請 )

第3条 規程附則第4条第6項及び第7項の申請の取次ぎを行う場合には、あらかじめ、次に掲げる事項について機構と調整したうえで行わなければならない。

( 1 ) 移行申請日

( 2 ) 移行申請に係る特例受益証券の枚数

( 3 ) その他機構が定める事項

2 規程附則第4条第6項及び第7項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 同条第3項の特例受益権の銘柄コード

( 2 ) 特例受益証券の受入先である機構加入者コード

( 3 ) その他機構が定める事項

( 特例受益権に係る振替口座簿への記載又は記録 )

第4条 規程附則第7条第2項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

( 1 ) 機構加入者コード

( 2 ) 振替受入簿受入日

( 3 ) その他機構が定める事項

( 特例受益権の振替受入簿の閲覧等の方法 )

第5条 特例受益権の受益者及び発行者が、規程附則第9条第2項の請求を行うときは、所定の請求書を機構に提出しなければならない。

2 前項の請求を行うときは、特例受益権の受益者又はその発行者であることを証する書面を提示しなければならない。

( 特例受益権の内容の開示 )

第 6 条 規程附則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ( 1 ) 受益証券発行信託の受益権である旨
- ( 2 ) 当初の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所
- ( 3 ) 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして信託法 ( 平成 18 年法律第 108 号 ) 第 209 条第 1 項第 4 号に規定する法務省令で定める事項
- ( 4 ) 受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め
- ( 5 ) 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期
- ( 6 ) 受益者の権利の行使に関する信託行為の定め ( 信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。 )
- ( 7 ) その他信託法 ( 平成 18 年法律第 108 号 ) 第 209 条第 1 項第 9 号に規定する法務省令で定める事項
- ( 8 ) 振替受益権の総数

2 規程附則第 10 条第 2 項に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。

第 7 条 機構が規程附則第 11 条の規定により行う公告は、命令附則第 6 条に定める方法によるものとする。

以 上



(下線部分変更)

新			旧		
別表 1			別表 1		
1. 株式の発行者の場合			1. 株式の発行者の場合		
通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 定款又は株式取扱規則の変更をした場合(定款については、機構が定める項目の変更の場合に限る。)	振替株式を発行する会社	取締役会決議後速やかに	(15) 定款又は株式取扱規則の変更をした場合	振替株式を発行する会社	取締役会決議後速やかに
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7. 受益証券発行信託の受益権の発行者の場合			(新設)		
通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期			
(1) 振替受益権の発行を決定した場合(振替受益権の追加発行を行う場合を除く。)	振替受益権の発行者	決定後速やかに			
(2) 受託者の任務の	振替受益権の発行者	信託法第 56 条第 1 項			

<u>終了事由（信託法第56条第1項各号に掲げる事由をいう。）が発生した場合</u>		<u>各号に掲げる事由が発生したとき速やかに</u>	
<u>（3）新受託者の選任を決定した場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>	
<u>（4）振替受益権の併合を決定した場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>	
<u>（5）振替受益権の分割を決定した場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>	
<u>（6）信託の併合を決定した場合</u>	<u>従前の信託の受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>	
<u>（7）吸収信託分割を決定した場合（交付する承継信託の受益権が振替受益権である場合に限る。）</u>	<u>承継信託となる信託（吸収信託分割に際して承継信託銘柄を発行する場合に限る。）の受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>	
<u>（8）新規信託分割を決定した場合（交付する新規信託分割後の新たな信託の受益権が振替受益権である場合に限る。）</u>	<u>従前の信託の受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>	
<u>（9）受益証券発行信託契約の変更を決定した場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>	

(10) 受益者集会の招集（受益者集会に準ずるものを含む。）をする場合	振替受益権の発行者	受託者が受益者集会の招集をする場合には、決定後速やかに、信託監督人又は受益者が受益者集会の招集をする場合には、受託者が受益者集会の招集を知った後速やかに	
(11) 受益者の権利を確定させるための日の設定を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	
(12) 計算期日を変更する場合	振替受益権の発行者	計算期日の変更決定後速やかに	
(13) 受益権原簿管理人の設置、変更又は廃止を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	
(14) 指定転換請求者の追加、変更又は解除を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	
(15) 信託財産と振替受益権との転換に係る比率の変更を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	
(16) 機構に対する届出事項に変更が生じ	振替受益権の発行者	届出事項に変更が生じることとなったと	

<u>た場合</u>		<u>き速やかに</u>	
<u>(17) 金融商品取引所 への上場廃止の原因 となる事実が発生し た場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>上場廃止の原因とな る事実が発生したと き速やかに</u>	
<u>(18) 振替受益権に関 する権利及びその取 扱いに関し重要な事 項を決定した場合 ( (1) から (17) ま でに掲げる場合を除 く。 )</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>	
<u>(19) 振替受益権に関 する重要な事実が発 生した場合 ( (1) か ら (18) までに掲げ る場合を除く。 )</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>振替受益権に関する 重要な事実が発生し たとき速やかに</u>	
<u>(20) その他機構が別 に定める場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>機構が別に定めると き</u>	
(注)(略)			(注)(略)

以 上

(下線部分変更)

新				旧			
別表 3 1 統合Web端末 (1) 入力 機構加入者からの入力				別表 3 1 統合Web端末 (1) 入力 機構加入者からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第43条第2項、同第44条第4項(同第5章及び第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	口座通知データ	(略)	規程第43条第2項、同第44条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、 <u>同第285条の4第6項、同第285条の5第4項</u>	(略)	前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
前日振替請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2ま	(略)	前日振替請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章までに	(略)

		でにおいて読み替えて準用する場合を含む。) 同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)				において読み替えて準用する場合を含む。) 同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
前日振替請求(譲渡担保)	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	前日振替請求(譲渡担保)	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
前日残高調整請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	前日残高調整請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
先日付一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	先日付一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
		規則第53条第2項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)				規則第53条第2項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)	
		規程第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)				規程第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	
		規則第246条第2項(同第4章において				規則第246条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	

		準用する場合を含む。)				む。)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、規程第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第251条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)	振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第251条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
一時停止申告・同解除申告	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	一時停止申告・同解除申告	(略)	規程第58条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
当日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第188条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	当日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第188条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則	(略)

		む。) 規則第250条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)				第250条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	
先日付DVP振替請求 <決済照合システム連動>	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第53条第2項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第65条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第186第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第246条第2項、同第253条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)	先日付DVP振替請求 <決済照合システム連動>	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第53条第2項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第65条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第186第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第246条第2項、同第253条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第68条(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)	前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第68条(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第71条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場	(略)	前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第71条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場	(略)



		合を含む。) 同第259条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	
(略)	(略)	(略)	(略)
前日残高保留指定・同解除請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。) 同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
プール残高解放請求	(略)	規則第74条第2項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。) 同第262条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。) 同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) 同第218条第16	(略)

		含む。) 同第259条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	
(略)	(略)	(略)	(略)
前日残高保留指定・同解除請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。) 同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
プール残高解放請求	(略)	規則第74条第2項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。) 同第262条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。) 同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) 同第218条第16	(略)

		項、同第225条第16項 (同第5章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の23第7項、同第285条の25第7項、同第285条の27第7項、第285条の29第7項</u>	
特別株主の申出	(略)	規程第115条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の38第1項</u>	(略)
担保訂正申告	(略)	規程第122条第3項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の45第3項</u>	規則第171条、 <u>第357条の57</u> に定める日 に <input type="text"/>
(略)	(略)	(略)	(略)
担保株式の届出	(略)	規程第159条第3項又は第6項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第248条第3項又は第6項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)<u>同第285条の66第3項又は第6項</u></u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>前日抹消請求(受益証券発行信託受益権)</u>	午後9時から午後4時まで	規程第285条の20又は第285条の21	抹消すべき日の前 <u>営業日</u> に <input type="text"/>

		項、同第225条第16項 (同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	
特別株主の申出	(略)	規程第115条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
担保訂正申告	(略)	規程第122条第3項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	規則第171条に定める日 に <input type="text"/>
(略)	(略)	(略)	(略)
担保株式の届出	(略)	規程第159条第3項又は第6項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第248条第3項又は第6項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

当日抹消請求（受益証券発行信託受益権）	午後9時から午後3時30分まで	同上	抹消すべき日の当日 に <input type="text"/>
（略）	（略）	（略）	（略）
質権口座加入者口座コード変更請求	（略）	（略）	機構加入者の質権口 に記録された株主又 は受益者の加入者口 座コードを同一加入 者の他の加入者口座 コードに置き換える ための請求

～（略）

振替投資信託受益権又は振替受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
新規記録通知データ （受益証券発行信託受 益権）	午後9時から午後3時 30分まで	規程第285条の8又は同第 285条の14	-

（2）出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
証券口座処理明細	（略）	規程第57条第8項（第6章、 第7章及び第8章の2にお いて読み替えて準用する場 合を含む。）又は第186条第6 項	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
総株主通知提出日程 案内	（略）	規程第146条第1項（同第6 章及び第7章において読み 替えて準用する場合を含 む。）同第285条の58第1項	（略）

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
質権口座加入者口座コード変更請求	（略）	（略）	機構加入者の質権口 に記録された株主の 加入者口座コードを 同一加入者の他の加 入者口座コードに置 き換えるための請求

～（略）

振替投資信託受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

（2）出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
証券口座処理明細	（略）	規程第57条第8項（第6章及 び第7章において読み替え て準用する場合を含む。）又 は第186条第6項	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
総株主通知提出日程 案内	（略）	規程第146条第1項（同第6 章及び第7章において読み 替えて準用する場合を含 む。）	（略）

(略)	(略)	(略)	(略)
総株主報告株数	(略)	規程第147条(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の59</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
担保突合不一致データ	(略)	規程第122条第1項第3号(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の45第1項第3号</u>	-
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
元金請求データ(CB)	午後1時から午後3時30分まで	(略)	(略)
元金請求内容確定通知(CB)	午後4時から午後5時まで	(略)	(略)
元金請求データ(CB)(再計算)	午後5時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

の2 振替受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧(新規記録済通知)	午前7時から午後8時まで	規程第285条の8第5項、同第285条の14第5項	-
蓄積メッセージ一覧(抹消済通知)	午前7時から午後8時まで	規程第285条の8第2項	-

・ (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
総株主報告株数	(略)	規程第147条(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
担保突合不一致データ	(略)	規程第122条第1項第3号(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	-
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
元金請求データ(CB)	午前7時から午後8時まで	(略)	(略)
元金請求内容確定通知(CB)	午前7時から午後8時まで	(略)	(略)
元金請求データ(CB)(再計算)	午前7時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(新設)

・ (略)

## 2 ファイル伝送

### (1) 入力

#### 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第43条第2項、同第44条第4項(同第5章及び第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
前日振替請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)\同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第68条(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)\同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)\同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)\同第285条の4第6項、同第285条の5第4項	(略)
前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第71条第1項(同第5章から第7章の2までにお	(略)

## 2 ファイル伝送

### (1) 入力

#### 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第43条第2項、同第44条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
前日振替請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)\同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第68条(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)\同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)\同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第71条第1項(同第5章から第7章までにおいて	(略)

		いて準用する場合を含む。) 同第259条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	
前日残高保留指定請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。) 同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
前日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) 規則第62条(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。) 規程第188条(第5章において読み替えて準用する場合を含む。) 規則第250条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) 同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
前日抹消請求(受益証券発行信託受益権)	午後3時から午後8時まで	規程第285条の20又は第285条の21	抹消すべき日の前営業日に入力
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9	(略)

		準用する場合を含む。) 同第259条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	
前日残高保留指定請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。) 同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
前日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) 規則第62条(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。) 規程第188条(第5章において読み替えて準用する場合を含む。) 規則第250条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) 同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9	(略)

		項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。) 同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) 同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の23第7項、同第285条の25第7項、同第285条の27第7項、第285条の29第7項</u>				項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。) 同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) 同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	
総株主報告データ	(略)	規程第148条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) 同第285条の60第1項	規則第186条第1項、 <u>第357条の65第1項</u> に定める日に入力	総株主報告データ	(略)	規程第148条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第186条第1項に定める日に入力
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別株主管理事務委託状況報告データ	(略)	規程第120条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>第285条の43第1項</u>	(略)	特別株主管理事務委託状況報告データ	(略)	規程第120条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
担保受入れデータ	(略)	規程第121条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の44第1項</u>	(略)	担保受入れデータ	(略)	規程第121条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
担保差入れデータ	(略)	規程第121条第1項又は第2項(同第6章及び第7章	(略)	担保差入れデータ	(略)	規程第121条第1項又は第2項(同第6章及び第7章	(略)

		において読み替えて準用する場合を含む。) 同第285条の44第1項又は第2項	
(略)	(略)	(略)	(略)
配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第168条第4項又は第11項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) 同第285条の73第4項又は第11項	(略)
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第157条第10項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) 同第285条の64 第10項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人)からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知情報確認結果データ	(略)	規程第45条第1項(同第6章、第7章及び第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
新規記録通知データ	(略)	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) 同第214条第1項、同第268条第1項、同第285条の8第1項	規則第43条、第47条、第286条第3項、第347条第2項に定める日 に <input type="text"/>
(略)	(略)	(略)	(略)

		において読み替えて準用する場合を含む。)	
(略)	(略)	(略)	(略)
配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第168条第4項又は第11項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第157条第10項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知情報確認結果データ	(略)	規程第45条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
新規記録通知データ	(略)	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) 同第214条第1項、同第268条第1項	規則第43条、第47条、第286条第3項、第347条第2項に定める日 に <input type="text"/>
(略)	(略)	(略)	(略)



情報提供請求（全部情報）データ	（略）	規程第157条第1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>同第285条の64第1項</u>	（略）
配当金支払予定額データ（源泉徴収税額控除前）	（略）	規程第170条第1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>同第285条の75第1項</u>	規則第232条、 <u>同第357条の92</u> に定める日に入力
（略）	（略）	（略）	（略）

発行・支払代理人からの入力

（略）

（2）出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
口座通知情報確認結果データ	（略）	規程第45条第2項（同第5章から第7章まで及び第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。）	（略）
新規記録通知情報データ	（略）	規程第49条第2項、同第51条第2項（同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。） <u>同第285条の8第2項</u>	規則第44条第3項、第48条第3項に定める日に出力
（略）	（略）	（略）	（略）
帳表ファイル	（略）	（略）	（略）

情報提供請求（全部情報）データ	（略）	規程第157条第1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）	（略）
配当金支払予定額データ（源泉徴収税額控除前）	（略）	規程第170条第1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）	規則第232条に定める日に入力
（略）	（略）	（略）	（略）

発行・支払代理人からの入力

（略）

（2）出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
口座通知情報確認結果データ	（略）	規程第45条第2項（同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）	（略）
新規記録通知情報データ	（略）	規程第49条第2項、同第51条第2項（同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）	規則第44条第3項、第48条第3項に定める日に出力
（略）	（略）	（略）	（略）
帳票ファイル	（略）	（略）	（略）

残高確認データ	(略)	規程第139条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第235条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、 <u>第285条の51第1項</u>	(略)
取得請求権付株式取得・振替請求受付通知/エラー通知	午後6時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
単元未満株式売渡請求受付通知/エラー通知	午後6時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新株予約権行使・抹消請求受付通知/エラー通知	午後6時から午後8時まで	(略)	(略)
新株予約権付社債行使・抹消請求受付通知/エラー通知	午後6時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
元利金請求データ(CB)(再計算)	午後5時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主通知日程案内	(略)	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、 <u>同第285条の58第1項</u>	規則第183条第1項、 <u>第357条の62第1項</u> 定める日に出力
登録済加入者データ	(略)	(略)	総株主通知日程案内

残高確認データ	(略)	規程第139条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第235条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
取得請求権付株式取得・振替請求受付通知/エラー通知	午語6時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
単元未満株式売渡請求受付通知/エラー通知	午語6時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新株予約権行使・抹消請求受付通知/エラー通知	午語6時から午後8時まで	(略)	(略)
新株予約権付社債行使・抹消請求受付通知/エラー通知	午語6時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
元利金請求データ(CB)(再計算)	午後1時から午後3時30分まで	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主通知日程案内	(略)	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第183条第1項定める日に出力
登録済加入者データ	(略)	(略)	総株主通知日程案内

			内又は受益者通知 日程案内の通知後 に加入者情報の登 録を行った加入者 について通知
総株主報告対象株式 数通知	(略)	規程第147条(同第6章及 び第7章において読み替 えて準用する場合を含 む。) 同第285条の59	規則第185条第1 項、第357条の64第 1項 に定める日 に出力
(略)	(略)	(略)	(略)
配分明細通知データ	(略)	規程第82条第1項(同第92 条第2項、同第103条、第 223条第3項及び第269条 第2項において読み替え て準用する場合を含む。) 同 第88条第1項、同第90 条第1項、同第97条第1項 (同第6章及び第7章に おいて読み替えて準用す る場合を含む。) 同第220 条第1項、同第227条第1 項(同第5章において読み 替えて準用する場合を含 む。) 同第285条の24条第 1項、同第285条の26第1 項、同第285条の28第1項、 同第285条の30第1項	規則第116条第1 項、同第126条第1 項、同第134条第1 項、同第149条第1 項、同第297条、同 第313条第1項、同 第357条の24第1 項、同第357条の32 第1項、同第357条 の40第1項、第357 条の48第1項に定 める日に出力
(略)	(略)	(略)	(略)
担保データ入力処理 内容通知	午前3時から午前9時 まで	(略)	(略)
担保突合不一致デー タ	午後3時から午後8時 まで	規程第122条第1項第3号 (同第6章及び第7章に おいて読み替えて準用す	(略)

			内の通知後に加入 者情報の登録を行 った加入者につい て通知
総株主報告対象株式 数通知	(略)	規程第147条(同第6章及 び第7章において読み替 えて準用する場合を含 む。)	規則第185条第1 項に定める日に 出力
(略)	(略)	(略)	(略)
配分明細通知データ	(略)	規程第82条第1項(同第92 条第2項、同第103条、第 223条第3項及び第269条 第2項において読み替え て準用する場合を含む。) 同 第88条第1項、同第90 条第1項、同第97条第1項 (同第6章及び第7章に おいて読み替えて準用す る場合を含む。) 同第220 条第1項、同第227条第1 項(同第5章において読み 替えて準用する場合を含 む。)	規則第116条第1 項、同第126条第1 項、同第134条第1 項、同第149条第1 項、同第297条、同 第313条第1項に定 める日に出力
(略)	(略)	(略)	(略)
担保データ入力処理 内容通知	午前3時から午後8時 まで	(略)	(略)
担保突合不一致デー タ	午前3時から午後8時 まで	規程第122条第1項第3号 (同第6章及び第7章に おいて読み替えて準用す	(略)

		る場合を含む。) 同第285条の45第1項第3号	
特別株主管理事務委託状況突合不一致データ	午後3時から午後8時まで	(略)	(略)
特別株主管理事務委託対象株式数データ	午後3時から午後8時まで	規程第122条第1項第2号、同第285条の45第1項第2号	(略)
特別株主管理事務報告委託分通知データ	午後3時から午後8時まで	規程第122条第1項第4号、同第285条の45第1項第4号	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
情報提供請求(全部情報)取次ぎデータ	(略)	規程第157条第4項、同第285条の64第4項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
配当金入金予定額明細データ	(略)	規程第170条第3項、同第285条の75第3項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人)への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知情報データ	(略)	規程第44条第5項(同第5章から第7章まで及び第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主通知日程案内	(略)	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合	規則第183条第1項、同第357条の62第1項に定める日

		る場合を含む。)	
特別株主管理事務委託状況突合不一致データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
特別株主管理事務委託対象株式数データ	午前3時から午後8時まで	規程第122条第1項第2号	(略)
特別株主管理事務報告委託分通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第122条第1項第4号	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
情報提供請求(全部情報)取次ぎデータ	(略)	規程第157条第4項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
配当金入金予定額明細データ	(略)	規程第170条第3項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知情報データ	(略)	規程第44条第5項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
総株主通知日程案内	(略)	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合	規則第183条第1項に定める日に出 力

		を含む。) 同第285条の58 第1項	に出力
総株主通知データ (株主情報)	(略)	規程第149条第1項、同第 285条の61条第1項	規則第182条、第357 条の61条に定める 日に出力
(略)	(略)	(略)	(略)
振替口座簿記録事 項通知データ	(略)	規程第157条第13項、同第 285条の64第13項	
(略)	(略)	(略)	(略)
配当金振込指定デ ータ	(略)	規程第168条第12項、同第 285条の73第12項	規則第231条第1 項、第357条の91第 1項に定める日に 出力
配当金受払予定額 データ	(略)	規程第170条第2項、同第 285条の75第2項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
銘柄情報通知(C B)	午前3時から午後5時ま で	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
元利金請求データ (CB)(再計算)	午後5時から午後8時ま で	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 オンラインリアルタイム接続

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託財産表 示・同抹消請求	(略)	規程第39条第6項、同第40 条第4項(同第6章から第 8章までにおいて読み替	(略)

		を含む。)	
総株主通知データ (株主情報)	(略)	規程第149条第1項	規則第182条に定め る日に出力
(略)	(略)	(略)	(略)
振替口座簿記録事 項通知データ	(略)	規程第157条第13項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
配当金振込指定デ ータ	(略)	規程第168条第12項	規則第231条第1項 に定める日に出力
配当金受払予定額 データ	(略)	規程第170条第2項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
銘柄情報通知(C B)	午前3時から午後8時ま で	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
元利金請求データ (CB)(再計算)	午前3時から午後8時ま で	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 オンラインリアルタイム接続

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託財産表 示・同抹消請求	(略)	規程第39条第6項、同第40 条第4項(同第6章から第 8章までにおいて読み替	(略)

		えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の4第6項、同第285条の5第4項	
当日振替請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	規則第68条(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
一時停止・同解除申告	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
当日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第71条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第259条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)

		えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	
当日振替請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	規則第68条(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
一時停止・同解除申告	(略)	規程第58条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
当日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第71条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第259条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)

当日残高保留指定・同解除請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
プール残高解放請求	(略)	規則第74条第2項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第262条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(2) 出力  
機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新規記録済通知	(略)	規程第52条第15項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第180条第6項、同第181条第13項、 <u>同第285条の8第5項</u>	(略)
抹消済通知	(略)	規程第205条第2項(同第207条及び第210条において準用する場合を含む。)、 <u>同第285条の21第2項(同第285条の18第1項において適用する場合を</u>	(略)

当日残高保留指定・同解除請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
プール残高解放請求	(略)	規則第74条第2項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第262条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(2) 出力  
機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新規記録済通知	(略)	規程第52条第15項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第180条第6項、同第181条第13項	(略)
抹消済通知	(略)	規程第205条第2項(同第207条及び第210条において準用する場合を含む。)	(略)

		含む。	
--	--	-----	--

・ (略)  
(削除)

— (略)  
4 加入者情報Web端末  
(1) 入力  
機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
振替先口座照会	(略)	規程第56条(同第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第157条第10項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の64第10	(略)
対象加入者保有株式数報告データ	(略)	規程第158条第5項、同第285条の65第5	規程第158条第5項、同第285条の65第5に定める日に入力

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人)か

--	--	--	--

・ (略)  
振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録済通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第276条において読み替えて準用する第51条第5項	-
抹消済通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第278条において読み替えて準用する第191条第2項	-

— (略)  
4 加入者情報Web端末  
(1) 入力  
機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
振替先口座照会	(略)	規程第56条	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第157条第10項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
対象加入者保有株式数報告データ	(略)	規程第158条第5項	規程第158条第5項に定める日に入力

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)からの入力



らの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
情報提供請求(全部情報)データ	(略)	規程第157条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の64第1</u>	(略)
情報提供請求(部分情報)	(略)	規程第158条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) <u>同第285条の65第1</u>	(略)

(2) 出力  
機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
振替先口座照会	(略)	規程第56条第1項から第4項まで及び第6項(同第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
被照会状況の問合せ	(略)	規程第56条第7項(同第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
情報提供請求(部分情報)取次ぎデータ	(略)	規程第158条第4項、 <u>同第285条の65第1</u>	(略)

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
情報提供請求(全部情報)データ	(略)	規程第157条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
情報提供請求(部分情報)	(略)	規程第158条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)

(2) 出力  
機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
振替先口座照会	(略)	規程第56条第1項から第4項まで及び第6項	(略)
被照会状況の問合せ	(略)	規程第56条第7項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
情報提供請求(部分情報)取次ぎデータ	(略)	規程第158条第4項	(略)

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管

理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
対象加入者 保有株式数 通知データ	(略)	規程第158条第7項、同第 285条の65第7	(略)

5 (略)

理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
対象加入者 保有株式数 通知データ	(略)	規程第158条第7項	(略)

5 (略)

以上